

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十六号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第七条関係）			別表（第七条関係）		
着陸料等を減額する航空機	減額する額		着陸料等を減額する航空機	減額する額	
一 秋田空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十二年七月一日から令和八年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略		一 秋田空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十二年七月一日から令和七年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略	
二 秋田空港と大阪国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略		二 秋田空港と大阪国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するもの	略	
三 大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から令和八年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	略		三 大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から令和七年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	略	

(五の項に該当するものを除く。) 四 大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機(客席数が百を超えるものに限る。)であつて、平成二十二年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの(次項に該当するものを除く。)	略
五 大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機(当該路線における航行の回数の増加に係るもの又は安定的かつ継続的に航行させる必要があるものとして知事が別に定めるものに限る。)であつて、令和四年七月一日から令和十一年三月二十四日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	略
六 秋田空港と本邦外の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十三年十月二十九日から令和八年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸し、かつ、離陸するもの	略
七 秋田空港又は大館能代空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十年一月一日から令和八年三月三十一日までの期間に秋田空港又は大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの(前項に該当するものを除く。)	略

(五の項に該当するものを除く。) 四 大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機(客席数が百を超えるものに限る。)であつて、平成二十二年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの(次項に該当するものを除く。)	略
五 大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機(当該路線における航行の回数の増加に係るもの又は安定的かつ継続的に航行させる必要があるものとして知事が別に定めるものに限る。)であつて、令和四年七月一日から令和七年三月二十九日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの	略
六 秋田空港と本邦外の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成十三年十月二十九日から令和七年三月三十一日までの期間に秋田空港に着陸し、かつ、離陸するもの	略
七 秋田空港又は大館能代空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機であつて、平成二十年一月一日から令和七年三月三十一日までの期間に秋田空港又は大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの(前項に該当するものを除く。)	略

附 則
この規則は、
公布の日から施行する。